

フィット訪問看護ステーション蒲 運営規程

(事業の目的)

第1条 株式会社 fit が開設するフィット訪問看護ステーション蒲(以下、「ステーション」という)が行う指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の事業(以下、「事業」という)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、ステーションの看護職員、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士(以下、「看護職員等」という)が、要介護状態(介護予防にあつては要支援状態)であり、主治の医師が必要と認めた高齢者に対し、適正な事業の提供を目的とする。

(運営の方針)

- 第2条 指定訪問看護の提供に当たって、ステーションの看護職員等は、要介護者の心身の特性を踏まえて、全体的な日常生活動作の維持、回復を図るとともに、生活の質の確保を重視した在宅療養が継続できるように支援する。
- 2 指定介護予防訪問看護の提供に当たって、ステーションの看護職員等は、要支援者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援するとともに、利用者の心身の機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。
- 3 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- ② 名称 フィット訪問看護ステーション蒲
- ② 所在地 浜松市中央区上西町 873 番地リヴェール小杉 106 号

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 ステーションに勤務する職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

職 種	資 格	常勤(名)	非常勤(名)	備 考
管理者	経験のある看護師	1名以上	0	看護職員と兼務
看護職員	看護師	3名以上	相当数	
	准看護師	0	0	
理学療法士	理学療法士	2名以上	相当数	
作業療法士	作業療法士			
言語聴覚士	言語聴覚士			

(1) 管理者

管理者は、ステーションの従業者の管理及び事業の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握、その他の管理を一元的に行うとともに自らも事業の提供に当たる。

(2) 看護職員等

看護職員等(准看護師除く)は、訪問看護計画書及び訪問看護報告書(介護予防訪問看護計画書及び訪問看護報告書を含む。)を作成し、事業の提供に当たる。

(営業日及び営業時間)

第5条 ステーションの営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- ① 営業日 月曜日から土曜日までとする。ただし、12月30日～1月3日を除く。
- ② 営業時間 午前9時から午後6時までとする。
- ③ 電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。

(指定訪問看護の内容)

第6条 事業の内容は次のとおりとする。

- ① 病状・障害の観察
- ② 清拭・洗髪等による清潔の保持
- ③ 食事および排泄等日常生活の世話
- ④ 床ずれの予防・処置

- ⑤ リハビリテーション
- ⑥ ターミナルケア
- ⑦ 認知症患者の看護
- ⑧ 療養生活や介護方法の指導
- ⑨ カテーテル等の管理
- ⑩ その他医師の指示による医療処置

(利用料その他の費用の額)

第7条 事業を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該事業が法定代理受領サービスであるときには、利用者の介護保険負担割合証に記載された割合に応じた額とする。

2 次の通常の実施地域を越えて行う事業に要した交通費は、その実施地域を越えた地点から自宅までの交通費の実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額を徴収する。

事業所の実施地域を越えた地点から、片道 10 キロメートル未満 200 円

事業所の実施地域を越えた地点から、片道 10 キロメートル以上 500 円

3 利用者の死亡が確認された後、死後の処置を希望されるときは、8,000 円を徴収して実施する。

4 第二項および第三項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることとする。

5 利用者の都合による利用キャンセルの場合は、次に掲げるとおりキャンセル料を徴収する。ただし、急な病院受診、体調不良その他の正当な事由があると管理者が認めるときは、この限りでない。

利用予定前日までにご連絡いただいた場合	無料
上記以降の時間のご連絡及びご連絡が無い場合	5,000 円

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、浜松市中央区(大平台圏域、和地圏域、雄踏圏域を除く)、浜名区、磐田市の区域とする。

(緊急時等における対応方法)

第9条 看護職員等は、訪問看護を実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、必要に応じて臨時応急の手当を行うとともに、速やかに主治の医師に連絡し、適切な処置を行うこととする。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第10条 虐待の発生またはその再発を防止するため、次のようにその措置を講じる。

- ① 虐待防止のための指針を整備する。
- ② 虐待防止のための研修を定期的開催する。
- ③ 上記を適切に実施するために委員会および担当者を設置し、その内容を看護職員等に周知徹底する。

(その他運営に関する重要事項)

第11条 ステーションは、看護職員等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- ① 採用時研修 採用後3カ月以内
- ② 継続研修 年2回

- 2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。
- 4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は株式会社 fit とステーションの管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、令和3年7月10日から施行する。

この規程は、令和5年4月10日から施行する。

この規程は、令和5年6月1日から施行する。

この規程は、令和6年1月1日から施行する。